

佐賀市銘入公用封筒広告掲載要領

佐賀市銘入公用封筒広告掲載要領（平成２４年２月２０日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要領は、佐賀市広告掲載取扱要綱（平成２８年４月１日施行。以下「取扱要綱」という。）第８条の規定により、銘入公用封筒に掲載する広告の取扱いについて、取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の対象封筒）

第２条 広告を掲載する銘入公用封筒は、佐賀市財務規則（平成１７年佐賀市規則第６２号。以下「財務規則」という。）第１４３条の規定により、契約監理課長から払出しを受けた課長等（財務規則第２条第５号に規定する課長等をいう。）が発送用として使用する封筒とする。

（広告の掲載位置等）

第３条 広告の掲載位置は、封筒の裏面を使用し、次に掲げる封筒に応じ、それぞれ当該各号に掲げる枠数を上限とする。

- (1) A４号及び角形２号封筒 ４枠
- (2) 長形３号封筒 ４枠
- (3) 前２号以外の規格の封筒 前２号を基準としてその都度契約監理課長が定める。

（掲載規格）

第４条 掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) A４号及び角形２号封筒 １枠の大きさ縦８０mm、横１００mm
- (2) 長形３号封筒 １枠の大きさ縦４０mm、横１００mm
- (3) 前２号以外の規格の封筒 前２号を基準としてその都度契約監理課長が定める。

２ 前項の規定にかかわらず、広告募集の内容や方法等の事情により前項各号によることが適当でない場合は、その都度契約監理課長が定めることができる。

（掲載期間）

第５条 広告の掲載期間は、広告を印刷した封筒の使用が終了するまでとする。

（広告の掲載料）

第６条 広告の掲載料は、次の表に定めるところにより算定した額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税額と地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税額との合計額に相当する額をいう。）を加算した額とする。

封筒	掲載料
A４号及び角形２号封筒	１枚一枠当たり２円
	１枚二枠当たり３円
	１枚三枠当たり４円
	１枚四枠当たり６円

長形 3 号封筒	1 枚一枠当たり 1 円
	1 枚二枠当たり 1. 5 円
	1 枚三枠当たり 2 円
	1 枚四枠当たり 3 円
上記以外の規格の封筒	上記を基準としてその都度契約監理課長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、広告募集の内容や方法等の事情により前項各号によることが適当でない場合は、その都度契約監理課長が定めることができる。

(広告掲載の募集等)

第 7 条 広告掲載の募集は、市のホームページ又は広報等により行うものとする。

2 募集する広告の枠数に広告掲載希望者が満たないときは、複数枠の利用を認めることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 封筒に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、佐賀市銘入公用封筒広告掲載申込書（様式第 1 号）に掲載しようとする完成した広告原稿のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容が確認できる書類等
- (2) 納税証明書（佐賀市税に滞納がないことを証するもの）
- (3) 誓約書（様式第 2 号）

(審査機関)

第 9 条 前条の規定により提出された広告掲載の可否等について審査するため、佐賀市銘入公用封筒広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 契約監理課長
- (2) 委員 契約監理課副課長、契約監理課調達係長及び委員長が指名する職員

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、契約監理課副課長がその職務を代理する。

4 委員会の庶務は、契約監理課調達係において処理する。

(広告掲載の決定等)

第 10 条 市長は、前条の規定により申込みがあった場合は、当該広告が取扱要綱第 3 条第 2 項各号及び佐賀市広告掲載基準（平成 24 年 2 月 20 日施行。以下「掲載基準」という。）第 3 項各号に該当しないかどうかを委員会に諮り、掲載するかどうかを決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、取扱要綱第 3 条第 2 項各号及び掲載基準第 3 項各号に該当しないと認めた広告の数が第 3 条に規定する掲載枠を超えた場合にあっては、契約監理

課長が抽選により掲載する広告を決定するものとする。

3 前2項の規定により掲載することを決定した広告を掲載する位置は、その都度契約監理課長が決定する。

4 市長は、前3項の決定した内容を佐賀市銘入公用封筒広告掲載（不掲載）通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付等）

第11条 前条により掲載が決定した広告の申込者（以下「広告主」という。）は、第6条に定める広告の掲載料を市長が定める日までに全額納付しなければならない。

2 広告掲載に係る広告の作成経費は、広告主が負担するものとする。

（広告掲載の取消）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すことができる。

（1）広告主が広告掲載料を納期限までに納付しなかったとき

（2）広告主から広告掲載の辞退の申し出があったとき

（3）その他、市長が広告の掲載に支障があると認めるとき

（広告掲載料の還付）

第13条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告が掲載できなかった場合は、還付するものとする。

（広告掲載に伴う責任等）

第14条 掲載した広告の内容等に係る責任は、当該広告主が負うものとする。

2 市長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合、損害賠償の請求をすることができる。

（協議）

第15条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、市長と広告主双方が協議の上、決定するものとする。

2 前項において、特に必要があると認められる場合は、取扱要綱第5条の規定による佐賀市広告審査委員会の審査に付した上で、決定するものとする。

（専決事項）

第16条 この要領中、市長の決裁事項については次のとおり専決するものとする。

（1）第14条第2項及び前条第2項については、総務部長が専決する。

（2）第10条第1項、同条第4項、第12条及び前条第1項については、契約監理課長が専決する。

（補則）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

佐賀市銘入公用封筒広告掲載申込書

年 月 日

佐賀市長 あて

申込者 住 所
名 称
代表者名
業種名
電話番号
担当者職・氏名

㊟

佐賀市銘入公用封筒広告掲載要領の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。
なお、佐賀市広告掲載取扱要綱第 3 条第 2 項及び佐賀市広告掲載基準第 3 項の掲載基準を
遵守し、広告印刷後においても違反した場合に掲載を取り消されても不服はありません。

記

申込みの封筒	① A 4 号封筒	枚
	② 角形 2 号封筒	枚
	③ 長形 3 号封筒	枚
	④ 上記以外の封筒	枚
広告内容の概略		
添 付 書 類		
備 考		

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、佐賀市が必要な場合には、佐賀県佐賀北警察署に照会することについて承諾します。

また、今後私が佐賀市と行う他の契約等の場合にも、同様の取り扱いをお願いします。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
 - （2）同法第2条第6号に規定する暴力団員
 - （3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の（1）から（7）までに掲げるものが、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀市長 坂井 英隆 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

（ふりがな）

氏 名

印

生年月日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

様式第 3 号（第 1 0 条第 4 項関係）

佐賀市銘入公用封筒広告掲載（不掲載）通知書

年 月 日

様

佐賀市長

年 月 日に申込みいただきました広告の掲載につきましては、佐賀市銘入公用封筒広告掲載要領第 1 0 条第 4 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	掲載する
	掲載しない [理 由]

広告掲載にあたっての留意事項

広告掲載料	円
納付期限	年 月 日まで（納入通知書により納付して下さい）
備 考	